

厚生労働省神奈川労働局発表
平成23年10月18日

担 当	厚生労働省神奈川労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 黒部 恭志
	監察監督官 木暮 勤
	電話 045 (211) 7351
FAX 045 (211) 7360	

訪問介護事業場への労働条件の自主点検結果について —約60%の事業場で法令違反が認められる—

厚生労働省神奈川労働局（局長 及川 桂）は、神奈川県内で訪問介護事業を運営する事業場に対して、労働条件に関する自主点検の実施を要請した。

自主点検の結果、全体の約60%の事業場で、基本的な労働条件に関する事項について何らかの問題がみられた。

神奈川労働局においては、引き続き訪問介護事業場に対して法定労働条件確保のための監督指導を実施するほか、今回の結果を踏まえ、介護事業を所管する県担当部局に対し、労働条件の改善に向けた協力要請を行った。

1 訪問介護事業を運営する1,189事業場に対し自主点検票を送付

神奈川県内で訪問介護事業を運営する事業場から抽出した1,189事業場に対して、自主点検票（労働条件チェックリスト）を郵送し、労働条件に関する自主点検の実施を要請した。このうち、54.4%の事業場（647事業場）から有効な回答があった。

2 59.7%の事業場で法令等に違反する回答がみられる（別添）

有効回答のあった647事業場のうち、59.7%の事業場で基本的な労働条件について、何らかの問題がみられた。主な問題点としては、

- ① 就業規則（パート就業規則を含む）を整備していない。
- ② 三六協定（＝時間外及び休日労働に関する協定）を締結・届出せずに、時間外労働または休日労働を行わせている。
- ③ 年次有給休暇を与えていない。
- ④ 利用者からのキャンセル等により労働者を休業させた際に、平均賃金の60%以上の休業手当を支払っていない。
- ⑤ 衛生管理者または産業医（労働者50人以上の場合）、衛生推進者（労働者10人以上50人未満の場合）を選任していない。

などがあげられる。

【神奈川県労働局】訪問介護事業場における労働条件の自主点検結果

1 自主点検対象

神奈川県内で訪問介護事業を行う 1,693 事業場から抽出した 1,189 事業場。

2 自主点検回答状況

上記事業場に対し、神奈川県労働局より平成 23 年 7 月に、自主点検票（労働条件チェックリスト）を郵送した。

- ① 対象事業場数 1,189 事業場
- ② 返信数 655 事業場（返信率 55.1%）
- ③ 返信があった事業場のうち、無効な回答 8 事業場（廃止・休業等）
- ④ 自主点検有効回答数（②－③） 647 事業場（対象事業場①の 54.4%）

表 1 返信・回答状況

発送事業場数	返信数	返信率	有効回答数	有効回答率
1,189	655	55.1%	647	54.4%

3 自主点検結果

- (1) 自主点検の回答があった 647 事業場について、回答結果を分析した。結果は、表 2 及び表 3 のとおりである。

表 2 回答結果

	全体	1～9 人	10～49 人	50 人以上	不明
事業場数	647	167	377	79	24
問題有	386	90	243	38	15
問題のある事業場の割合	59.7%	53.9%	64.5%	48.1%	62.5%

(注) 問題有：回答結果について、労働基準法、労働安全衛生法等の問題がみられ、基本的な労働条件の整備が不十分であると思われる事業場数。

(2) 自主点検の項目別の回答結果は以下の通り。

表3 自主点検項目別の回答結果

問	点検項目	適用事業場数 (注)1	問題有	割合
1	就業規則の作成・届出を行っているか 労基 89 条 (注)2、3	456	72	15.8%
2	パート労働者に適用する就業規則の作成・届出を行っているか 労基 89 条 (注)3	446	95	21.3%
3	就業規則を変更した際に、届出を行っているか 労基 89 条(注)3	409	56	13.7%
4	書面で労働条件を明示しているか 労基 15 条	647	10	1.5%
5	有期労働契約の労働者に、更新の有無、更新がある場合の判断基準等を明示しているか 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準	515	25	4.9%
6	労働時間が週 40 時間 (下記(注)4 の事業場については週 44 時間)、1 日 8 時間以内となっているか 労基 32 条	647	8	1.2%
7	会議・研修・移動時間等を労働時間として算定しているか 労基 32 条	647	55	8.5%
8	タイムカードに記録する等の方法により、労働時間を適正に把握しているか 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準	647	3	0.5%
9	時間外や休日に労働させる場合は、労働者代表と締結し、届け出た協定(=三六協定)の範囲内としているか 労基 32、35、36 条	563	74	13.1%
10	三六協定の内容が「時間外労働の限度に関する基準」に適合したものになっているか 労働時間の延長の限度等に関する基準	489	49	10.0%
11	労働時間が 6 時間を超えた場合に 45 分、8 時間を超えた場合に 1 時間の休憩時間を与えているか 労基 34 条	647	21	3.2%
12	毎週少なくとも 1 回の休日を与えているか 労基 35 条	647	3	0.5%
13	賃金を、通貨で、全額を、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っているか。また、賃金控除を行う場合に、労使協定を締結しているか 労基 24 条	647	1	0.2%
14	賃金額が神奈川県最低賃金を上回っているか 最賃 4 条	647	8	1.2%
15	時間外・深夜労働に対し 2 割 5 分以上 (時間外労働が 1 か月に 60 時間を超えた場合は 5 割以上、※中小企業除く)、休日労働に対し 3 割 5 分以上の割増賃金を支払っているか 労基 37 条	647	9	1.4%
16	会社側の都合で労働者を休ませた場合に、平均賃金の 6 割以上の手当 (=休業手当) を支払っているか 労基 26 条	647	101	15.6%
17	法定の年次有給休暇を与えているか 労基 39 条	647	130	20.1%
18	労働者名簿・賃金台帳を作成し、保存しているか 労基 107、108、109 条	647	10	1.5%
19	衛生管理者・産業医の選任・届出を行い、必要な職務を行わせているか 安衛 12、13 条 (注)5	79	24	30.4%
20	衛生委員会を設置・開催し、衛生に関する調査審議を行っているか 安衛 18 条 (注)5	79	26	32.9%
21	衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか 安衛 12 条の 2 (注)6	377	168	44.6%

問	点検項目	適用事業場数 (注)1	問題有	割合
22	労働者の安全と健康の確保のため、安全衛生教育を行っているか 安衛 59 条	647	83	12.8%
23	雇入時、および1年以内ごとに1回(深夜業従事者には6か月ごとに1回)、定期的に健康診断を実施しているか 安衛 66 条	647	79	12.2%
24	健康診断結果の通知、有所見者に対する医師からの意見聴取等健診後の事後措置を行っているか 安衛 66 条の5、66 条の6	647	97	15.0%
25	就業規則等を職場に備え付ける等の方法により、労働者に周知しているか 労基 106 条、安衛 101 条	647	71	11.0%

- (注) 1 適用事業場数：問の項目が適用される事業場数
2 労基：労働基準法、最賃：最低賃金法、安衛：労働安全衛生法
3 労働者 10 人以上を使用する事業場
4 労働者 10 人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業
5 労働者 50 人以上を使用する事業場
6 労働者 10 人以上 50 人未満の事業場